

令和3年第1回山ノ内町議会定例会会議録

山ノ内町告示第21号

令和3年3月1日（月） 山ノ内町役場議場に開く。

令和3年3月1日（月） 午前10時開会

○ 議事日程（第1号）

- 1 会議録署名議員の指名について
- 2 会期の決定について
- 3 報告第 1号 専決処分の報告について
専決第23号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について
- 4 承認第 1号 専決処分の承認について
専決第 1号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）
- 5 承認第 2号 専決処分の承認について
専決第 2号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）
- 6 議案第 1号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）
- 7 議案第 2号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
- 8 議案第 3号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
- 9 議案第 4号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）
- 10 議案第 5号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
- 11 議案第 6号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
- 12 議案第 7号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第4号）
- 13 議案第 8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 14 議案第 9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 15 議案第10号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 16 議案第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 17 議案第12号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 18 議案第13号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について
- 19 議案第14号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部

を改正する条例の制定について

- 20 議案第15号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 21 議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算
- 22 議案第17号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
- 23 議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
- 24 議案第19号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
- 25 議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算
- 26 議案第21号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
- 27 議案第22号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
- 28 議案第23号 令和3年度山ノ内町水道事業会計予算

○ 本日の会議に付した事件………議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（12名）

2番	白鳥金次君	8番	高田佳久君
3番	山本岩雄君	9番	渡辺正男君
4番	湯本晴彦君	10番	西宗亮君
5番	高山祐一君	11番	小林克彦君
6番	望月貞明君	12番	布施谷裕泉君
7番	徳竹栄子君	13番	山本光俊君

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長 藤澤光男 議事係長 田村英則

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町長	竹節義孝君	副町長	小松健一君
教育長	柴草隆君	会計管理者	小林一夫君
総務課長	小林広行君	税務課長	常田和男君
健康福祉課長	大塚健治君	農林課長	鈴木隆夫君
観光商工課長	湯本義則君	建設水道課長	小林元広君

教育次長 山本和幸君 消防課長 町田昭彦君
代表監査委員 児玉信治君

(午前10時00分)

議長(山本光俊君) おはようございます。本日は大変ご苦勞さまです。

令和3年第1回山ノ内町議会定例会の開会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症は、徐々にではありますが、新規感染者数が減少してきております。10都府県に出されている緊急事態宣言は、関西、中京及び福岡の6府県が3月7日までの期限を前倒して、本日より解除となりましたが、依然として病床の逼迫や新規感染者数の下げ止まり傾向が続いていることから、東京など首都圏では継続しています。

2月17日から医療従事者のワクチン接種が始まっており、壊滅的な打撃を受けている町の基幹産業である観光業にも、トンネルの先に明かりが見えてくることを期待しています。引き続き、感染予防の取組をよろしく願いいたします。

議会活性化の取組の一環として、今回で14回目となります議会報告会ですが、今年度は、新型コロナウイルス感染症の感染予防の観点から、議会だよりでの紙上報告会として開催しました。併せてお願いをいたしましたアンケート調査では、多くの皆さんから回答をいただき感謝申し上げます。その中で様々なご意見、ご要望等をいただきました。アンケートの中で寄せられました貴重なご意見やご提言にはできる限りお答えし、今後の議会活動に生かしてまいりたいと考えております。

さて、本定例会は、令和3年度予算をはじめ令和2年度補正予算のほか、条例の制定など多くの重要案件を審議する議会であります。とりわけ新年度予算につきましては、コロナ禍の中、当町をめぐる諸情勢や住民要望を踏まえ、様々な視点から審査・審議をいただく極めて重要な案件です。

これらの議案をはじめ、本日提案されます諸議案につきましては、後刻、町長から説明がありますが、議員各位におかれましては、全ての案件に対して十分な審議を尽くされるとともに、円滑かつ活発な議会となるよう格段のご協力をお願い申し上げます。

また、理事者並びに管理職各位におかれましても、円滑な議会運営にご協力賜りますようお願い申し上げ、開会の挨拶といたします。

(開 会)

(午前10時03分)

議長(山本光俊君) ただいまの出席議員数は12名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより令和3年第1回山ノ内町議会定例会を開会します。

会議に入る前に申し上げます。

本定例会の開催に当たり、地方自治法第121条の規定により、児玉信治代表監査委員に出席を願っております。

議長（山本光俊君） 町長から招集の挨拶があります。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 改めておはようございます。

本日ここに、令和3年第1回山ノ内町議会定例会を招集しましたところ、議員各位には定刻にご参集いただき、開会できますことに厚くお礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症が日本国内で初めて確認されてから1年余り、昨年末からの感染急拡大は少しは落ち着いてきましたが、依然収束は見えず、国の緊急事態宣言は1都2府7県で3月7日まで延長となりましたが、一部専門家の懸念もある中、3月10日、I O C総会を前に2月10日までで2府4県が解除となり、予定どおり、3月7日には4都県が解除される予定であります。しかし、G o T o トラベルの停止は引き続き延長されるようでございます。

待望のワクチン接種については、国の努力により供給のめども立つ中、県ではワクチン接種体制整備室を新たに設置し、市町村での迅速かつ効果的なワクチン接種を推進するため、地域振興局ごとに地方部ワクチンチームも設置しました。

2月9日には地方部ワクチンチームが来庁され、1つとして情報の共有、2つとして接種スケジュール、3つとして医療従事者の確保、4つとして会場確保、5つとして交通手段、6つとして課題の聞き取りなどを行い、ワクチン接種に対する支援を確認したところです。

町でも、健康福祉課中心に各課の協力を得、ワクチンチームを立ち上げるとともに、混乱のないよう全課の協力の下、ワクチン接種を行ってまいります。具体的な内容は国・県の方針待ちです。

一方、長野県では、6段階で示す独自の感染警戒レベルを、2月16日に県内全域で最も低い「1」に引き下げました。昨年11月以来3か月半ぶりとなりますが、観光地の特性もありますので、安心せず、引き続き感染対策を徹底することが重要です。

昨年12月14日、中学生のまちづくりへの提言発表会が開催されました。また、コロナ禍で子ども議会が中止になりましたが、1月13日に南小学校、2月3日に東小学校で、E S Dを中心に取り組んできた6年生の学習発表会が行われました。それぞれのテーマを決め、グループごとに、子供たち自らの視点で行政へ提言をいただきました。

南小学校では、海洋プラスチックごみについて学んだこと、東小学校では、海老蔵さんは参加されなかったけれども、1年生のときから育てたドングリを卒業記念としてA B M O R I 会場に植樹した際に思ったことなど、様々な提案がありました。こうした子供たちのまちづくりに対する視点を大切に、今後、できることから行政施策に反映してまいります。

1月29日、町観光連盟会員へのアンケート調査を基に、コロナ禍でかつてないほど悲惨な状況下にある観光業に対する支援を求める要望書が提出されました。観光立町として、第6次総合計画「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」を目指すには、とりわけ基幹産業である観光業の振興は必須です。コロナ対策を基本にしつつ、観光立町として税収不足はあ

りますが、国の第3次補正予算コロナ対策交付金、町基金などを活用し、これまでも行ってきた事業者支援や冬の誘客対策、またウィズコロナ対策も含め、元気なまちづくりに万全を期してまいります。

今年のNHK大河ドラマは渋沢栄一翁がモデルになっていますが、その渋沢栄一翁の語録の一つに「逆境の時こそ力を尽くす」とありますが、今こそ、その時かと思っております。

総合産業である観光業の振興は当町にとって鍵であり、観光連盟の組織や職員体制の充実とともに、町外からの人材登用も重要です。今までも県や株式会社電算から研修派遣に来ていただいておりますが、新年度も県からの職員派遣を要請し、また、観光振興による地域活性化のため、ANA総研の岡田社長に私のほうから直接電話をし、総務省の地域おこし企業人交流プログラムを活用して、ANAグループ社員の派遣も要請したところでございます。

一方、環境省や県観光部の派遣職員も戻りますので、研修成果、人脈などを活用した観光振興にも大いに期待しています。

なお、次年度も「まちづくりは人づくり」、職員のスキルアップ、国・県の情報収集や情報発信に、引き続き環境省と県市町村課へ研修派遣を予定し、それぞれ内示したところでございます。

2月1日夜、寒沢の白鳥十三吉さん宅で火災が発生し、約7時間半、消防関係者の消火活動にもかかわらず全焼し、ご夫妻が亡くなられるという痛ましい火災事故でした。また、2月11日夕方、湯田中よろづや旅館でも火災が発生し、約24時間、消火活動が行われましたが、国の登録有形文化財である松籟荘が全焼し、全国ニュースにもなったため、県内外の方々から私にも直接お見舞いの電話や来庁をいただきました。私も、両火災の現場にいち早く駆けつけ見守っていましたが、2月の寒い中の消火活動に改めて関係者の皆さんに感謝申し上げます。また、被災されました皆様にはお悔やみとお見舞いを申し上げます。これからも、消防署、消防団、自主防災組織の皆さんとともに予防・消防活動に努めてまいります。

2月3日、JOC臨時評議員会での森喜朗東京オリンピック・パラリンピック組織委員会会長の女性蔑視発言は、オリンピック憲章、オリンピック精神に反するばかりか、世の中に逆行する発言内容でした。国内外の反発や批判を受け、発言を撤回し行った謝罪会見での居直った態度や、会長辞任を否定したことでさらなる反発を招き、やむなく辞意を表明したものの、組織を無視し、後任指名まで行ったことで一層混迷を深めてしまいました。

オリンピック開催5か月前の大事な時期でのこうした騒動は、問題の本質の重要性を改めて考えるきっかけとなりましたが、国内外に大変な汚点を残してしまいました。東京オリンピック・パラリンピックは、3.11東日本大震災の復興五輪と位置づけた世界最大のスポーツイベントです。雨降って地固まる、今後はアスリートファーストの下、橋本新会長をはじめ、アスリート、大会関係者、スポンサー、観客などみんなで一致協力し、大会の成功を期待するものでございます。

中野市の綿貫元市長が北信広域連合長だった際、特別養護老人ホームの民間移行の方針が示

され、栄村のフランセーズ悠さかえ、中野市のフランセーズ悠なかの及び高社の家は民間で建設、運営されてきました。しかし、養護老人ホームは民間では全く希望がなく、広域連合として地域の高齢者福祉対策を後退できないことから、直営方針としました。

養護老人ホーム高社寮の廃止、養護及び特別養護老人ホーム千曲荘の老朽化に伴い、新たに養護と特養併設の老人ホームてるさが2月26日に飯山市照里地籍に竣工し、3月1日、本日から開所の運びとなりました。養護と特別養護が必要な高齢者の方々が安心してご活用できる施設として大いに期待されております。

さて、本議会にご提案申し上げます案件は、専決処分の報告及び承認が3件、令和2年度一般会計及び3特別会計、3事業会計の補正予算が7件、条例の一部改正8件、令和3年度一般会計及び4特別会計、3事業会計の予算が8件の計26件であります。

十分ご審議の上、ご承認いただきますようお願い申し上げます、招集のご挨拶といたします。ありがとうございました。

(開 議)

(午前10時13分)

議長(山本光俊君) これより本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長(山本光俊君) 諸般の報告を行います。

初めに、請願・陳情の受理及び取扱いについて申し上げます。

去る2月22日の議会運営委員会までに受理されました請願・陳情は、請願1件であります。会議規則第95条の規定により、お手元に配付いたしました文書表のとおり、所管の常任委員会に審査を付託しましたので、会期中に報告できるよう審査をお願いします。

なお、12月定例会で可決されました4件の意見書につきましては、12月17日付で関係行政庁へ送付いたしました。

次に、2月15日から19日まで北信広域連合議会令和3年2月定例会が開催され、専決処分の報告2件、条例の改正1件、令和2年度補正予算3件、令和3年度一般会計及び特別会計予算など、9議案が原案のとおり可決されました。

2月26日、建設が進められていました老人ホームてるさとの竣工式に出席をいたしました。特養90人、養護65人、短期入所6人の入所定員で、3月1日、本日開所となります。

同日、北信保健衛生施設組合議会の令和3年第1回定例会が開催され、条例の改正1件、令和2年度特別会計補正予算2件、令和3年度一般会計及び2特別会計予算等の6議案が原案のとおり可決されました。

また、長野県町村議会議長会定期総会が書面開催され、令和3年度事業計画及び一般会計予算等が承認されました。

なお、総会において、山ノ内町議会が全国町村議会議長会長の表彰を受けることが発表され、

今会期中に表彰の伝達式が行われることとなりました。

以上で諸般の報告を終わります。

1 会議録署名議員の指名について

議長（山本光俊君） 議事に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により

8番 高田佳久君

9番 渡辺正男君

10番 西宗亮君

を指名します。

2 会期の決定について

令和3年第1回山ノ内町議会定例会会期日程

(会期19日間)

月 日	曜	種 別	開 会 開 議	閉 議 閉 会	内 容
3. 1	月	本 会 議	午前10時	午後5時	諸般の報告 会議録署名議員の指名 会期日程の決定 報告第1号 上程、提案説明、質疑、採決 承認第1号、第2号 上程、提案説明、質疑、討論、採決 議案第1号～第23号 上程、提案説明
		全員協議会			本会議終了後
2	火	休 会			
3	水	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
4	木	本 会 議	午前10時	午後5時	一般質問
5	金	休 会			
6	土	休 会			
7	日	休 会			
8	月	本 会 議	午前10時	午後5時	議案審議

					議案第1号～第7号 質疑、討論、採決 議案第8号～第23号 質疑、委員会付託
9	火	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
10	水	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
11	木	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
12	金	委員会	午前9時	午後5時	予算決算審査委員会（予算審査）
13	土	休会			
14	日	休会			
15	月	委員会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例審査等）
16	火	委員会	午前9時	午後5時	常任委員会（条例審査等）
17	水	議会運営 委員会	午後2時	午後5時	議会最終日日程審議
18	木	休会			
19	金	本会議	午後2時	午後5時	予算決算審査委員会・常任委員会報告

議長（山本光俊君） 日程第2 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、お手元に配付の会期日程表のとおり、本日3月1日から3月19日までの19日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月1日から3月19日までの19日間に決定しました。

3 報告第1号 専決処分の報告について

専決第23号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定について

議長（山本光俊君） 日程第3 報告第1号 専決第23号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてを上程し、議題とします。

報告書の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 報告第1号 専決処分の報告について、専決第23号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定についてご説明申し上げます。

本報告は、地方自治法第180条第1項の規定並びに町長の専決事項の指定により専決したものです。

内容ですが、公用車とガードポールとの接触事故であります。発生日時は令和2年11月25日午後2時頃、発生場所は中野市大字金井1212番地3付近、県道355号線道路上です。

被害物の所有者は、中野市中央1丁目4番地19号、北信建設事務所中野事務所です。和解日及び賠償金額は、令和2年12月17日、金額は3万8,500円です。

以上について令和2年12月17日付で専決しましたので、ご報告申し上げます。

十分ご審議の上、報告の受理をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いします。以後の議案等についても同様とします。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

お諮りします。報告第1号について、報告書のとおり受理することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

議長（山本光俊君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第1号 専決第23号 自動車損壊事故に係る和解及び損害賠償額の決定については、報告書のとおり受理することに決定しました。

4 承認第1号 専決処分の承認について

専決第1号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）

5 承認第2号 専決処分の承認について

専決第2号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）

議長（山本光俊君） 日程第4 承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）及び日程第5 承認第2号 専決処分の承認について、専決第2号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）の2件を一括上程し、議題とします。

以上2件について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 承認第1号及び承認第2号、専決処分の承認について一括してご説明申し上げます。

最初に、承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、新型コロナウイルス感染症対応に係るもので、昨年12月、当町において新型

コロナウイルス感染者数が拡大し、12月7日から23日にかけて中野市と山ノ内町における集中対策期間が設定され、17日から23日の期間には、酒類を提供する一部エリアの飲食店に時短営業要請が発令されました。

さらに、同月の28日からはG o T o トラベルキャンペーンが一時停止となり、年末年始を含め、宿泊キャンセルが多数出ているとの報告を受け、ホテル、旅館、飲食店などに対して、関係者の要望を考慮し緊急に支援を行うため、事業について専決を行ったものであります。

また、12月28日付で、国から新型コロナウイルスワクチン接種体制確保に関する補助金交付要綱が発出され、接種に必要な体制を緊急に準備するよう国から指示がありました。このことから、地方自治法第179条第1項の規定により、特に緊急を要すると判断して専決したものでございます。

補正予算額は、歳入歳出5,443万7,000円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ88億1,432万円とするものであります。

次に、承認第2号 専決処分の承認について、専決第2号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、除排雪経費に係るものでございます。

補正予算額は、歳入歳出それぞれ8,000万円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ88億9,432万円としたものでございます。補正予算の歳入では、財政調整基金繰入金を8,000万円増額するものでございます。歳出につきましては、町道除雪委託料の不足が予想される8,000万円について増額補正するものであります。緊急を要することから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したものでございます。

以上、承認議案2件につきまして一括ご説明申し上げます。

なお、承認第1号の内容につきましては総務課長から補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

承認第1号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） これより質疑、討論、採決を行います。

承認第1号について質疑を行います。

9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男です。

3点お願いします。

8ページの商工費の部分ですけれども、まず、ページの上側のところの飲食店コロナ対策支援なんです、200万円ですが、県のほうの感染拡大の緊急のエリア指定がありまして、その関係かなと思うんですが、この200万円というのは、そのとき指定されたエリアの中の対象の

お店というか、それがこの補助金の対象になったんでしょうか。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

町で支出した200万円につきましては、エリア内にかかわらず、町内全域の飲食店組合に加盟している飲食店、支出先は組合への支出でございます。そのうちの県の補助金につきましては、当初は、指定された湯河原、星川のエリア内に存在する飲食店というのが県の要綱では対象だったんですが、県と交渉しまして、それだけではなくてほかにも影響が出ているんだということで、そのエリア内に含まれる飲食店が所属する組合全部に拡大していただきましたので、第一飲食店組合と料理飲食店組合への補助分が県の補助に入っております。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） また一般質問等でも通告出しているんですが、この財源でいうと27万なんですけど、追加で何か県のほうでも支援があるような、10市町村ぐらいでしたか、その関係は含まれていないというふうに考えておいてよろしいですか。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

その分は含んでおりません。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） それでは、その下の観光振興費の中の団体育成の3,000万ですが、先ほど町長からもありましたが、観光の関係者の皆さんから大変な事態だということで要請があつて、それに対応した緊急支援というふうに理解しますが、具体的に観光地組織維持支援という、これはどんなふうに使われて、どんな要望に応えた中身になっているのか説明いただきたいと思っております。

議長（山本光俊君） 観光商工課長。

観光商工課長（湯本義則君） お答えいたします。

こちらにつきましては、やはり冬期間の緊急策ということで、志賀高原観光協会と北志賀高原観光協会に対して支援をしたものでございます。志賀高原観光協会の要望のほうでは、山内の全事業所が負担しております協会への除雪経費の支援について行っています。北志賀高原観光協会につきましては、各スキー場のリフト券の半額キャンペーンへの充当ということで、冬期に係る各観光地への支援ということで緊急的に実施いたしました。

以上です。

議長（山本光俊君） 9番 渡辺正男君。

9番（渡辺正男君） 緊急だったということで、今回は専決補正の承認という形で私たちは今説明を受けましたが、緊急だからこそ臨時議会なり、場合によっては全員協議会なりという形で、

これこれこういう施策を、また支援策を打ちたいというような段階で、施策の形成過程、それから決定過程、それがなぜ必要なのかというその部分について、やはり緊急であろうとも、議会にはそういった説明をぜひともしていただきたいと思えますし、安易に専決補正という形ではなくて、私たちが住民の代表として議会のほうに来させていただいております。様々な住民の意見も、そういった補正の中で生かしていただきたいというような気持ちもあります。

そんな中で、国から緊急にワクチンの体制づくりも要請があったわけですがけれども、今回のこの補正について、臨時議会を開いてというような発想はまるでなかったのでしょうか。

議長（山本光俊君） 竹節町長。

町長（竹節義孝君） あくまでも緊急であり、タイムリーに、適切に対応したというふうに思っております。

以上です。

議長（山本光俊君） ほかにありますか。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第1号を採決します。

承認第1号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第1号 専決処分の承認について、専決第1号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第7号）は原案のとおり承認されました。

承認第2号について質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（山本光俊君） 討論なしと認め、討論を終わります。

承認第2号を採決します。

承認第2号を原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（山本光俊君） 起立全員です。

したがって、承認第2号 専決処分の承認について、専決第2号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第8号）は原案のとおり承認されました。

-
- 6 議案第1号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）
 - 7 議案第2号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
 - 8 議案第3号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）
 - 9 議案第4号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）
 - 10 議案第5号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）
 - 11 議案第6号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）
 - 12 議案第7号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第4号）

議長（山本光俊君） 日程第6 議案第1号から日程第12 議案第7号までの7議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上7議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第1号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）から議案第7号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第4号）までの7議案について、一括してご提案申し上げます。

初めに、議案第1号 令和2年度山ノ内町一般会計補正予算（第9号）について申し上げます。

今回の補正の内容は、歳入歳出予算の補正、繰越明許費の補正及び地方債の補正でございます。補正の内容は、それぞれの事業の精算と国の補正予算に対する事業の計上でございます。

第1表歳入歳出予算の補正は、歳入歳出それぞれ1億2,561万8,000円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ87億6,870万2,000円とするものでございます。

第2表繰越明許費の補正は、国立公園整備事業を追加するものでございます。

第3表の地方債の補正ですが、ジャイアント地区の落石防止対策として緊急自然災害防止対策事業、地方消費税減収に伴う減収補填債、国3次補正で採択となった急傾斜工事に対する費用として防災・減災・国土強靱化緊急対策事業を追加し、変更では、事業見込みなどから起債の減額をするものでございます。

歳入の主なものについて申し上げます。

10款の地方特例交付金では、確定による増額でございます。

14款使用料及び手数料については、コロナ関連の影響について、各種施設及び指定管理者から使用料の減額でございます。

15款国庫支出金では、特別定額給付金の精算に伴う減額や、新型コロナウイルスワクチン接

種体制整備に係る国庫補助金の追加などによる増額でございます。

16款県支出金につきましては、鳥獣被害対策に係る事業の県補助金の増額や、各種事業の精算による減額でございます。

18款寄附金では、ふるさと寄附金の増額分を計上してございます。

19款繰入金では、ふるさと基金充当事業の一部が中止や規模縮小となったことにより、充当額が減ったことによる減額でございます。

21款諸収入は、事業の精算による増額でございます。

22款町債については、緊急自然災害防止対策事業、減収補填債、急傾斜砂防対策事業工事の追加のほか、事業見込みなどから減額となります。

続きまして、歳出の主なものについて申し上げます。

2款総務費では、それぞれの事業の精算による減額が主ですが、令和3年度からの組織改正に伴う工事費や案内看板等の整備、ふるさと納税額増加に伴う返品等に係る諸経費の増額で、全体では増額補正となります。

3款民生費については、それぞれの事業の精算による減額でございます。

4款衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種体制整備に関する費用の増額でございます。

5款農林水産業費では、精算により農地流動化補助金等が増額となりますが、その他は減額となります。

6款商工費では、新型コロナウイルス感染症拡大防止基金元金積立金や国立公園整備事業等が増加となりますが、全体では減額補正となります。

7款土木費では、急傾斜工事負担金が増加となりますが、全体では減額補正となります。

8款消防費については、各事業の精算による減額でございます。

9款教育費は、国庫補助対象の学校保健特別対策事業が増加となりますが、その他の事業の精算による減額となっております。

10款災害復旧費では、事業の精算による減額でございます。

12款諸支出金では、公営企業への補助金及び特別会計繰出金の精算による減額となっております。

次に、議案第2号 令和2年度山ノ内町国民健康保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入の内容及び額が確定したものを組み替えたものでございますので、予算の総額に変更はございません。

主な内容は、保険基盤安定等一般会計からの繰入金額と前年度繰越金額が確定したことによる増額と、財源調整による基金繰入金の減額でございます。

続いて、議案第3号 令和2年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計補正予算（第1号）について申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ69万1,000円を増額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,389万1,000円とするものでございます。

歳入の内容は、一般会計からの繰入金である保険基盤安定分と前年度繰越金額の確定により増額するものでございます。

歳出の内容は、後期高齢者医療広域連合納付金を歳入と同額増額するものでございます。

続いて、議案第4号 令和2年度山ノ内町介護保険特別会計補正予算（第5号）について申し上げます。

補正の内容は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ2,650万円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,060万1,000円とするものでございます。

歳入の主な内容は、第1号被保険者保険料の調定額及び収入見込みによる増額、国支払基金、県・町等ルール分の給付費負担金の確定見込みによる減額、支払準備基金繰入金、前年度繰越金による財源の組替えを行うものでございます。

歳出の主な内容は、保険給付費の各サービスの実績と今後の支払い見込みによる増減を行うものでございます。

続いて、議案第5号 令和2年度山ノ内町公共下水道事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を548万2,000円減額し、総額5億5,937万9,000円に、支出額を370万円減額し、総額5億5,711万7,000円とするものでございます。

内容につきましては、収入については新型コロナウイルス感染症等の影響による下水道使用料の減額、他会計補助金の増額、消費税還付に伴う特別利益の増額であります。

支出については、事業費の精算見込みに伴う減額でございます。

資本的収入及び支出につきましては、収入については総額の増減はありませんが、分担金収入の増額に伴い他会計出資金を減額するものでございます。

次に、議案第6号 令和2年度山ノ内町農業集落排水事業会計補正予算（第3号）について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額を43万8,000円減額し、総額2億43万5,000円に、支出額を43万8,000円減額し、総額1億9,963万8,000円とするものでございます。

内容につきましては、合併浄化槽整備補助金の精算に伴う補正であります。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を230万円減額し、総額2,448万9,000円に、支出額を229万円減額し、総額6,622万5,000円とするものであります。

内容につきましては、通報システム更新工事の精算に伴う補正でございます。

続いて、議案第7号 令和2年度山ノ内町水道事業会計補正予算（第4号）について申し上げます。

収益的収入及び支出については、収入額を750万円減額し、総額4億815万3,000円とするものであります。

資本的収入及び支出につきましては、収入額を6,411万8,000円減額し、総額1億8,386万7,000円に、支出額を6,184万円減額し、総額3億7,502万4,000円とするものでございます。

内容につきましては、収益的収入及び支出については、新型コロナウイルス感染症の影響等による水道使用料の減額補正でございます。

また、資本的収入及び支出につきましては、新東部浄水場建設事業の本年度分の確定見込みに伴う減額、北部浄水場ポンプ施設修繕に伴う保険金収入の計上、及びそれに伴う一般会計補助金の減額補正でございます。

以上、議案第1号から議案第7号までの7議案について一括ご提案申し上げます。

なお、議案第1号の細部につきましては総務課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

議案第1号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） 〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） ここで、議場内換気のため11時15分まで休憩します。

（休憩）

（午前11時09分）

（再開）

（午前11時15分）

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

13 議案第8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

14 議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第13 議案第8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び日程第14 議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括上程し、議題とします。

以上2議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について及び議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について、一括してご提案申し上げます。

初めに、議案第8号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案は、消防団員の報酬を改正するものでございます。

改正の内容は、消防団員のうち、班長の年額報酬を「1万7,600円」から「2万5,000円」に、団員は「1万2,400円」から「2万円」に、機能別消防団員は「6,400円」から「1万円」にそれぞれ改正するもので、令和3年4月1日から施行するものでございます。

次に、議案第9号 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

本案につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に従事した職員について、感染リスクや精神的緊張が認められることから、国の人事院規則に基づいて防疫等作業手当の特例が設けられました。これを受け、自治体においても関連業務が発生した場合の措置として特殊勤務手当の条例を定めるほか、字句等の見直しのために条例を改正するものでございます。

以上、議案第8号及び議案第9号の2議案について一括ご説明を申し上げます。

細部につきましては、議案第8号を消防課長から、議案第9号を総務課長から補足の説明をさせますので、十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

議案第8号について、消防課長。

消防課長（町田昭彦君） [議案に基づく補足説明]

議長（山本光俊君） 次に、第9号について、総務課長。

総務課長（小林広行君） [議案に基づく補足説明]

15 議案第10号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

16 議案第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

17 議案第12号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

18 議案第13号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

19 議案第14号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

20 議案第15号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（山本光俊君） 日程第15 議案第10号から日程第20 議案第15号までの6議案を一括上程し、議題といたします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

(議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。)

議長(山本光俊君) 以上6議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

(町長 竹節義孝君登壇)

町長(竹節義孝君) 議案第10号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてから議案第15号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてまでの6議案について、一括してご提案申し上げます。

初めに、議案第10号 山ノ内町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

改正の内容は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行によるものでございます。

続いて、議案第11号 山ノ内町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、介護保険法施行令の規定の見直しと、健康保険法施行令等の一部を改正する政令により、介護保険料の負担水準に関して意図せざる影響や不利益が生じないように、所得段階の合計所得金額等の変更と、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画による保険料設定等の改正を行うものでございます。

次に、議案第12号 山ノ内町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスに関する改正を行うものでございます。

続いて、議案第13号 山ノ内町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定地域密着型介護予防サービスに関する改正を行うものでございます。

次に、議案第14号 山ノ内町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定介護予防支援等に関する改正を行うものでございます。

続いて、議案第15号 山ノ内町指定居宅介護支援等の事業の従業者及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準及び指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令と、指定居宅サービス等の事

業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令により、指定居宅介護支援等に関する改正を行うものでございます。

以上、議案第10号から議案第15号まで6議案について一括ご説明申し上げます。

なお、議案第12号から議案第15号までの4議案の詳細につきましては健康福祉課長から補足説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上です。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

議案第12号から議案第15号までの4議案について、健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君） 〔議案に基づく補足説明〕

-
- 2 1 議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算
 - 2 2 議案第17号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算
 - 2 3 議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算
 - 2 4 議案第19号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算
 - 2 5 議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算
 - 2 6 議案第21号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計予算
 - 2 7 議案第22号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算
 - 2 8 議案第23号 令和3年度山ノ内町水道事業会計予算

議長（山本光俊君） 日程第21 議案第16号から日程第28 議案第23号までの8議案を一括上程し、議題とします。

議題の朗読を議会事務局長にさせます。

事務局長。

（議会事務局長藤澤光男君議題を朗読する。）

議長（山本光俊君） 以上8議案について提案理由の説明を求めます。

竹節町長、登壇。

（町長 竹節義孝君登壇）

町長（竹節義孝君） 議案第16号から議案第23号までの令和3年度当初予算関係8議案につきまして、一括してご提案申し上げます。

最初に、予算編成の基本的な考え方と予算概要について申し上げます。

令和3年度は、第6次総合計画の初年度に当たり、町の将来像「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」の実現に向け、着実に事業を推進していくことが求められています。さらに、新たな課題となった新型コロナウイルス感染症への対応と地域経済の活性化の両立を見据え、新たな日常の実現に向けた取組も重要です。

令和3年度においても、政策的経費に充てる一般財源に限られる中、「イノベーション戦略

プラン2.0」重点施策をベースに、人口減少、少子高齢化対策や産業活性化に重点的に取り組んでいく必要があります。

そのためには、町の厳しい財政状況を踏まえ、先例や慣例にとらわれず、選択と集中の下、創意工夫と新たな視点で事務事業を見直し、スピード感を持って取り組み、限られた財源を効率的・効果的に活用し、多様化する行政課題に迅速かつ着実に対応できるよう当初予算を編成いたしました。

主な内容ですが、産業活性化では、2年度中止となった「第1回ONSEN・ガストロノミーウォーキング」、サイクリングイベント、志賀高原ヒルクライムの開催を計画しているほか、新型コロナウイルス感染症の影響で疲弊している観光商工業に対して、利子補給の支給をはじめ必要な支援を行ってまいります。また、総務省が支援する地域おこし企業人交流プログラムを活用し、観光地の魅力アップ向上等に努めます。

農業では、新規就農者や経営支援に関する各種補助事業を継続、拡充してまいります。また、ブランド農業推進のため、引き続きブドウ棚設置補助を行う産地パワーアップ事業を推進するとともに、当町が国のSAVOR JAPANの認定地域となったことから、農産物や地域の食を生かした外国人誘致を推進し、観光と農業の推進を図ってまいります。

保健医療福祉分野では、結婚活動応援事業の拡充、出産・育児及び祝い金の創設、新型コロナウイルスワクチン接種及び体制整備、18歳までのこども医療費窓口無料化、福祉乗物補助券給付、介護慰労金の継続など、子供からお年寄りまで、町民誰もが生き生きと暮らせるよう福祉の充実を図ってまいります。

教育分野では、教育支援環境充実のため、奨学金貸付基金積立金の増額、卒業祝金の継続、GIGAスクール構想に係る経費負担、（仮称）すがかわふれあいセンターの建設工事などにより、将来を担う子供たちの健やかで人間性豊かな人材育成や社会教育活動の充実を図ってまいります。

都市基盤生活環境では、橋梁長寿命化工事や新東部浄水場建設事業などにより、安全で安心な住みよい環境の構築を目指します。

予算の執行に当たりましては、町民と行政の協働による「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」を目指して、行政運営の指針である最少の経費で最大の効果を基本に置き、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく4つの財政指標のクリアを念頭に、バランスの取れた財政運営になるよう適正な執行に努めてまいります。

それでは、議案第16号 令和3年度山ノ内町一般会計予算について申し上げます。

山ノ内町一般会計予算の総額は74億5,702万4,000円であります。平成29年度から連続5年70億を超える大型予算となります。

なお、前年度予算70億2,000万円からは、4億3,702万4,000円、6.2%の増となります。

初めに、歳入の主なものについて申し上げます。

単位は四捨五入による万円単位で申し上げます。

1 款町税は、国の固定資産税減税措置に伴い、前年度 3 億5,915万円減の12億6,478万円を見込んでおります。

2 款地方譲与税では、地方揮発油譲与税の減により5,920万円を見込んでおります。

7 款地方消費税交付金は、コロナ禍の影響を踏まえ、4,900万円減の 2 億3,000万円を見込んでおります。

10款地方特例交付金ですが、固定資産税の減免措置により不足となった税額がこの交付金で措置されるため、3 億6,200万円を見込んでおります。

11款地方交付税につきましては、3 億2,900万円増の24億1,900万円を見込んでおります。

15款国庫支出金、（仮称）すがかわふれあいセンター建設工事に係る補助金の影響で、2 億917万円増の 6 億9,906万円を見込んでおります。

18款寄附金ですが、ふるさと寄附金については1,000万円増の 2 億7,000万円を見込み、合計では3 億2,511万円を計上しました。

22款町債は、前年度比 1 億4,400万円減の 7 億700万円を見込んでございます。

次に、歳出について申し上げます。

1 款議会費は、前年度比487万円減の7,341万円であります。

2 款総務費は、前年度比2,885万円増の11億5,663万円を計上しております。主な事業として、庁舎エレベーター改修及び消防用発電機更新事業と地域公共交通計画策定事業を計画してございます。

3 款民生費では、前年度比 1 億3,349万円減の12億7,754万円を計上しております。これは、北信広域連合で建設した老人ホームてるさとの負担金が皆減となったことによります。

4 款衛生費は、前年度比5,804万円増の 4 億7,427万円を計上しております。健康増進費では、高血圧対策としての減塩の普及に努めるとともに、母子衛生費では、引き続き不妊及び不育症治療補助金を計上してございます。

農林水産業費では、前年度比3,820万円増の 3 億9,624万円を計上しております。

農業振興費では、地域おこし協力隊を 1 名から 3 名に増やすとともに、新たに収入保険掛金補助を計上しました。また、農業機械等導入支援事業、がんばる農業就農奨励金支給事業を継続します。ブランド農業推進費では、農産物 P R 経費、新たに桃のせん孔細菌症対策薬剤補助等を計上してございます。

また、鳥獣被害対策では、野猿対策費を含め増額するとともに、7 回目の開催となる A B M O R I 植樹の実施経費を計上しました。

6 款商工費は、前年度比6,106万円増の 4 億8,868万円を計上しております。商工費では、コロナ感染症で影響を受けた飲食店の小売店等を支援するために、県の補助事業を活用しクーポン事業を計画してございます。

観光振興費では、地方公共団体が首都圏に所在する民間企業の社員を一定期間受け入れ、そのノウハウや知見を生かした地域独自の魅力や価値の向上等につながる業務に従事してもらう

地域おこし企業人交流プログラムを活用し、観光地の魅力向上等に努めます。観光施設の関係では、国立公園上質化事業補助金等を活用し、志賀高原総合会館98施設のトイレ洋式化、多言語看板の設置、公衆トイレの洋式化、池めぐりコース遊歩道整備費等を計上してございます。

7款土木費では、前年度5,250万円増の5億3,425万円を計上してございます。土木総務費では、本郷区民会館耐震改修に伴う補助金を計上してございます。

道路新設改良費では、金倉東2号線の転回所設置に伴う測量設計と町道よませ保育園線の改良工事などを計上してございます。また、公園費では、国の補助を活用し、社会体育館解体・設計調査費を計上してございます。

8款消防費では、前年度比4,484万円減の4億6,246万円を計上してございます。非常備消防費では、消防団員の班長以下の団員報酬を引き上げるため増額計上してございます。施設費では、軽積載車への小型ポンプ昇降装置の設置費用を計上しております。前年度より減額となった要因は、防火水槽建設が皆減したことなどによります。

9款教育費では、前年度比2億2,683万円増の8億1,815万円を計上しております。

中学校費では、4年に一度の教科書・指導書等の改訂の年となったため必要な費用を計上しました。

社会教育費では、文化センターの火災報知器設備の更新工事を行うとともに、（仮称）すがかわふれあいセンターの増築改修工事及び施工管理費を計上いたしました。

学校給食費では、給食センター調理室の空調設備等の事業費を計上しております。

10款災害復旧費では、元年度台風19号災害の過年度災害復旧事業費で1億280万円を計上してございます。

11款公債費では、6,969万円増の7億3,625万円を計上してございます。

12款諸支出金では、7,170万円増の9億1,636万円を計上してございます。

令和2年度から公共下水道事業と農業集落排水事業が企業会計となったため、2項特別会計繰出金から1項の公営企業費への変更となっております。

水道事業会計補助金につきましては、新東部浄水場建設事業に対する出資金として1億3,990万円を計上しております。

特別会計への拠出金につきましては、国民健康保険特別会計繰出金、後期高齢者医療保険特別会計繰出金、介護保険特別会計繰出金につきましては、ルール分負担割合の繰出金となっております。

次に、議案第17号 令和3年度山ノ内町有線放送電話事業特別会計予算について申し上げます。

歳入歳出とも1,403万2,000円であります。前年度予算と比較して3,823万7,000円の減であります。本会計については、有線放送電話施設の撤去が計画どおり全て完了しており事業も終了しておりますが、想定外で残存施設が発見された場合の対応のため、本年度も残してございます。

続いて、議案第18号 令和3年度山ノ内町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

事業勘定につきましては、前年度比3,370万円減の総額15億6,000万円でございます。

国民健康保険は、平成30年度から都道府県が財政運営の責任を担い、市町村とともに運営主体となり、制度の安定化を図ることになっているため、長野県が策定する国民健康保険運営方針と市町村標準保険料率を参考にし、当町の保険料率を毎年見直すことになっておりますが、令和3年度の国保税は、被保険者負担に配慮し改定は行わず、歳入不足の分については特別会計基金を取り崩して対応してまいります。

直営診療施設につきましては、前年度比8万1,000円増の13万5,000円であります。

次に、議案第19号 令和3年度山ノ内町後期高齢者医療保険特別会計予算では、前年度比140万円増の1億8,460万円でございます。

続いて、議案第20号 令和3年度山ノ内町介護保険特別会計予算について申し上げます。

前年度比3,039万7,000円増の歳入歳出予算総額18億4,901万円とするものであります。

令和3年度については、令和3年度から令和5年度までを計画期間とする第8期介護保険事業計画の初年度となり、介護保険事業計画と整合性を図りながら予算の編成を行いました。

また、第8期介護保険料につきましては、年額基準を6万4,800円、月額5,400円とし、第7期介護保険料と変わらず据置きとしました。保険給付費は、要介護認定者数や介護サービス利用の増加により、前年度比1.65%増の17億223万6,000円でございます。

また、地域支援事業費では、介護予防と介護度の重度化防止、生活支援体制整備等により前年度比2.41%増の1億900万7,000円でございます。

なお、歳入は、第1号被保険者保険料と保険給付費等の国支払基金、県等のルール分により公費負担を見込むとともに、介護保険支払準備基金から5,615万9,000円の繰入れを行うものでございます。

次に、議案第21号 令和3年度山ノ内町公共下水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額5億6,505万円、支出額5億6,108万円でありませ

ず。資本的収入及び支出につきましては、収入額3,439万円、支出額1億7,008万円でございます。

続いて、議案第22号 令和3年度山ノ内町農業集落排水事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額1億9,282万円、支出額1億8,850万円でありませ

ず。資本的収入及び支出につきましては、収入額6,069万円、支出額1億609万円を計上し、通報システム更新工事等を実施してございます。

次に、議案第23号 令和3年度山ノ内町水道事業会計予算について申し上げます。

収益的収入及び支出につきましては、収入額3億9,736万円、支出額3億2,167万円を計上し、水道水の安定供給のため水道施設の維持管理事業を実施してまいります。

資本的収入及び支出につきましては、収入額6億2,735万円、支出額8億7,066万円を計上し、2か年目となる新東部浄水場建設工事をはじめ建設改良事業を実施してまいります。

以上、令和3年度の一般会計、特別会計、企業会計の予算概要について申し上げます。

引き続き厳しい財政運営であります。町の将来像「未来に羽ばたく夢と希望のある健康な郷土（まち）」の実現に向け、限られた予算の中で着実に事業を進めてまいります。

細部につきましては、議案第16号及び議案第17号を総務課長に、議案第18号から議案第20号までを健康福祉課長に、議案第21号から議案第23号までを建設水道課長に補足の説明をさせます。

十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

以上でございます。

議長（山本光俊君） ここで、昼食のため午後1時10分まで休憩します。

（休憩）（午前11時56分）

（再開）（午後1時10分）

議長（山本光俊君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議長（山本光俊君） 補足の説明を求めます。

なお、説明に時間を要すると思われるので、着席での説明を許します。また、説明は要点を捉え、要領よく、分かりやすく、大きな声でお願いします。

まず、議案第16号及び議案第17号の2議案について、総務課長。

総務課長（小林広行君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 次に、議案第18号から議案第20号までの3議案について、健康福祉課長。

健康福祉課長（大塚健治君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 次に、議案第21号から議案第23号までの3議案について、建設水道課長。

建設水道課長（小林元広君）〔議案に基づく補足説明〕

議長（山本光俊君） 以上をもって本日付議されました案件の審議は全て終了しました。

これにて本日の会議を閉議し、散会します。

ご苦勞さまでした。

（散会）（午後2時21分）